

行政サービス・データ連携モデル
標準ガイドライン群 ID：1016-X
※正式版公開時に枝番 X を指定

行政サービス拠点・支援機関等データモデル

(β版)

2021年6月4日

〔キーワード〕

支援機関、行政サービス、行政サービス拠点、学校

〔概要〕

行政サービスや支援機関の情報を地域に応じて提供するサービスを作る際に参照すべき実践的ガイド。行政サービスや各種支援では、行政サービス区域、管轄区域を設定している場合があり、個人や法人に適切な行政サービス情報、支援情報を届けるためにはこれらの情報を管理する必要があります。このガイドに従いデータ設計を行うことで、受付や相談窓口の案内などが容易かつ正確に行えるようになります。

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2021年6月4日	-	・ β 版を公開

目次

1 背景と課題	4
1.1 背景	4
1.2 課題	4
1.3 投資対効果	4
2 目的と概要	6
2.1 目的	6
2.2 概要	6
3 データ	8
3.1 概要	8
1) 行政施設	8
2) サービス・担当区域	8
3) 連絡先	9
4 事例	10
1) 行政機関の基本情報	10
2) サービス・担当区域	10
3) 連絡先	10
5 解説	12
5.1 データ標準	12
5.2 行政サービス拠点種別	12

1 背景と課題

1.1 背景

行政機関は、サービスを的確かつ効率的に行うために、サービス提供の対象地域を支所等毎に定めている場合があります。この情報が様々な機関で独自の形態で管理されているため、行政サービスを受けるときや、届出をするときに、どこに行けばよいかわからないことがあります。

行政サービスガイドや支援制度ガイド等を作成するときにも、参照しているサービスの問い合わせ先に、「お近くの〇〇事務所にお問い合わせください」という案内がされている場合があります、個人や法人向けにカスタマイズした情報を提供する妨げになっていました。

1.2 課題

行政サービス範囲は組織毎に異なり、市区町村などの行政境界と違う場合もあるため、行政サービス情報を提供する情報データベースなどを作成しても的確に連絡先を案内することができませんでした。

行政サービス範囲は、地方公共団体の境界だけでなく、法務局のように広範な地域を対象にする場合もありますし、学区のように小地域を対象にしている場合もありますが、いずれにしてもワンストップサービスなどを行うために範囲の明確化が求められています。

利用者にとっての課題

- ・どこに相談に行けばよいかわからない
- ・管轄外のサービス拠点に行くと、出直さなければならない

行政職員にとっての課題

- ・管轄外の利用者が来訪すると、その利用者に適した管轄の拠点を案内しなければならない
- ・一覧表で案内しているが、管轄区域外の問い合わせがくる

1.3 投資対効果

申請者はこれまで、届出等を行うときに担当の窓口を検索する必要があり、別表を見る等、手間がかかっていました。

検索性を向上するためには、検索に適したデータ形式で情報を提供する必要があります。行政サービス範囲は各府省庁が従来から保有している情報となるため、データ標準化の対応に初期コストがかかりますが、その後はコストがかかりません。

利用者は、データが標準化されることで、担当している窓口や行政サービス拠点を迅速に探すことができ、時間とコストの節約になります。

2 目的と概要

2.1 目的

行政サービスの利用者には的確に相談や手続の窓口を案内し、行政サービスや支援を迅速に提供することで、利用者の利便性の向上を図ることを目的にします。

2.2 概要

行政サービス拠点の情報は、一般の行政施設情報にサービス・担当区域を追加したものになります。

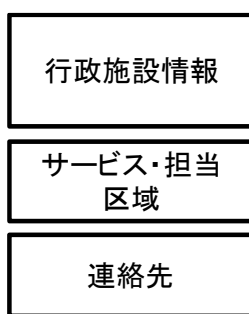


図 1 行政サービス拠点のデータ構造

行政施設情報は、訪問に必要な名称、場所、利用可能時間で構成されます。サービス・担当区域の記述方法にはいくつかの方法があります。

- ・ 行政境界

都道府県、市区町村、町丁字を列挙することで行政サービス範囲を記述します。この方法はデータ作成が容易ですが、「霞が関1丁目（一部）」のような範囲設定があるときには正確に範囲を特定することができません。このような部分的な地域を含むときには、その地域名を記入し、備考で「一部」であることを明記します。

- ・ ポリゴン

担当区域を地図上の範囲で示す方法です。自由に地域を書くことが可能で詳細に範囲を記述できますが、ポリゴン作成の手間がかかります。

連絡先は、行政施設の代表を記述するのではなく、相談が迅速にできるように担当課の連絡先を記入することが望まれます。

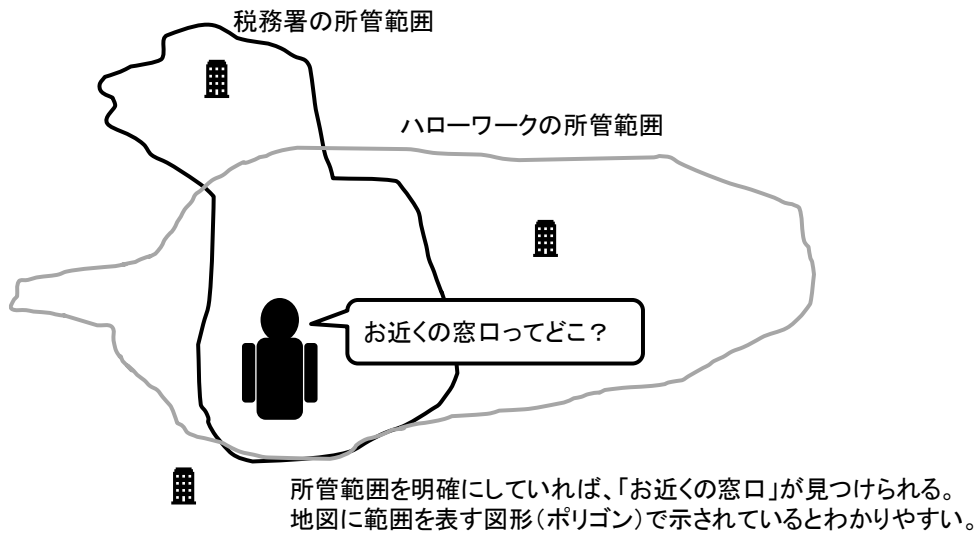


図 2 行政サービス拠点の所管範囲のイメージ

3 データ

3.1 概要

行政サービス拠点は、施設情報、サービス・担当区域情報、連絡先情報の組合せで1つのデータモデルになります。

1) 行政施設

項目名	項目の説明
ID	行政施設に一意の ID
名称	行政施設の名称
名称 (カナ)	行政施設のカナ表記
名称 (英字)	行政施設の英字表記
行政サービス拠点種別	「5 解説」に記載の POI コード
住所都道府県	行政施設の住所の表記 (都道府県)
住所町名	行政施設の住所の表記 (郡・市区町村から記入開始、丁目以下省略)
住所丁目以下	行政施設の住所の表記 (丁目以下を半角数字とハイフンで記入)
建物名等	行政施設の入る建物名
郵便番号	行政施設の郵便番号 (ハイフンなしの7桁 (半角))
サービス曜日	行政サービスを実施する曜日がある場合に、漢字で記入 例：月火水木金
開始時刻	サービス開始時刻 (24 時間表記とし、時・分の半角数字を半角コロンでつなぐ HH:MM 形式)
終了時刻	サービス終了時刻 (24 時間表記とし、時・分の半角数字を半角コロンでつなぐ HH:MM 形式)
日時備考	サービス曜日と開始終了時間に備考がある場合に記入

2) サービス・担当区域

項目名	項目の説明
都道府県	全国地方公共団体コードの都道府県コード (半角数字 6 桁) をセミコロン区切りで列挙。全国の場合は「000000」
市区町村	全国地方公共団体コードの市区町村コード (半角数字 6 桁) をセミコロン区切りで列挙
町丁字	町丁字をセミコロン区切りで列挙

ポリゴン	地域のポリゴンファイルがある場合にはファイル名を記入
備考	都道府県、市区町村、町丁字の一部の場合には、それぞれの項目で少しでも含まれている場合には記入の上、この項目で、一部である解説をする

3) 連絡先

項目名	項目の説明
担当部署	担当部署名
担当者役職	担当者の役職
担当者名の氏	担当者の氏
担当者名の名	担当者の名
担当者名の氏 (カナ)	担当者の氏のカナ表記
担当者名の名 (カナ)	担当者の名のカナ表記
電話番号	担当部署の電話番号（市外局番にカッコをつけ、以降の番号はハイフンで接続。半角）
内線	担当部署の電話番号の内線番号。電話番号に「直通」「代表」と記載したい場合は、この欄に記入
メールアドレス	担当部署のメールアドレス
URL	担当部署のURL

4 事例

武蔵野税務署を例にデータの事例を以下に示します。

1) 行政機関の基本情報

項目名	項目の説明
ID	行政施設に一意のID
名称	武蔵野税務署
名称 (カナ)	ムサシノゼイムシヨ
名称 (英字)	Musashino Tax Office
行政サービス拠点種別	1210
住所都道府県	東京都
住所町名	武蔵野市吉祥寺本町
住所丁目以下	3-27-1
建物名等	
サービス曜日	月火水木金
開始時間	08:30
終了時間	17:00
日時備考	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は執務を行っておりません

2) サービス・担当区域

項目名	項目の説明
都道府県	130001
市区町村	132039;132047;132101
町丁字	
ポリゴン	
備考	

3) 連絡先

項目名	項目の説明
担当部署	本資料では省略
担当者役職	本資料では省略
担当者名の氏	本資料では省略
担当者名の名	本資料では省略

担当者名の氏 (カナ)	本資料では省略
担当者名の名 (カナ)	本資料では省略
電話番号	0422-53-1311
内線	代表
メールアドレス	本資料では省略
URL	https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/location/tokyo/musashino/index.htm

5 解説

5.1 データ標準

内閣官房が公開するオープンデータのための推奨データセット「公共施設」¹及び、共通語彙基盤の「施設」²を参照しています。

5.2 行政サービス拠点種別

行政サービス拠点の種別には、観光施設、公共施設など地理的目標物（Point Of Interest）に対する分類コードである行政基本情報データ連携モデルのPOIコード³を使用します。以下に、国の機関のPOIコードを示します。

1201	官公署	官公署
1202	合同庁舎	合同庁舎
1203	検察庁	検察庁
1204	裁判所	裁判所
1205	法務局	法務局
1206	法テラス	法テラス
1207	公証役場	公証役場
1208	出入国管理局	出入国管理局
1209	税関	税関
1210	税務署	税務署
1211	警察署	警視庁、道府県警察本部及び警察法による警察署
1212	交番	警察法による交番その他の派出所及び駐在所
1213	運転免許試験場	運転免許試験場
1214	消防署	消防組織法による消防署をいう
1215	消防署分署	支署、出張所及び分遣所
1216	郵便局	普通郵便局、特定郵便局及び簡易郵便局。分室及び常設の出張所
1217	森林管理署	森林管理署
1218	气象台	气象台
1219	職業安定所	職業安定所
1220	労働基準監督署	労働基準監督署
1221	社会保険事務所	社会保険事務所
1222	矯正施設	刑務所、少年院 等

¹ <https://cio.go.jp/policy-opendata>

² <https://imi.go.jp/goi/>

³ <https://cio.go.jp/guides>

1223	自衛隊・米軍	自衛隊・米軍
1224	外国公館	外国が日本に設置している大使館、公使館及び領事館
1299	その他国の機関	

中小企業向けの支援機関には POI コードが設定されていないため、以下の分類を使用してください。

C0001	金融機関	
C0002	中小企業支援センター	

以下に、地方行政に関する POI コードを示します。

1301	県庁	県庁
1302	市役所・東京都の区役所	市役所及び東京都の区役所
1303	町村役場・政令指定都市の区役所	町村役場及び政令指定都市の区役所
1304	役場支所及び出張所	市・特別区・町・村・指定都市の区の役場支所及び出張所
1305	市民活動施設	市民活動施設
1306	産業支援施設	産業支援施設
1307	公民館	公民館
1308	公会堂	公会堂
1309	集会施設	集会施設
1399	その他行政サービス施設	

以下に、対象者に地域性のある代表的な機関に関する POI コードを示します。

1402	保育園	保育園、保育所、託児所。日々保護者の委託を受けて、乳児又は幼児を保育する福祉事業を行う施設
1403	児童館（児童センター）	児童館（児童センター）
1404	学童保育クラブ	学童保育クラブ
1405	認定こども園	認定こども園
1406	児童相談所	児童相談所
1407	福祉事務所	都道府県、市町村及び特別区が設置する福祉に関する事務所
1408	老人ホーム	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、有料老人ホーム 等

1409	老人通所・短期入所介護施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所等。要介護者等を通所又は短期入所させ、介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所
1499	その他の社会福祉施設	
1501	幼稚園	幼稚園
1502	学校	学校の総称
1503	小学校	小学校
1504	中学校	中学校
1505	高等学校・中等教育学校	高等学校・中等教育学校
1514	職業・教育支援施設	大学校、研修センター等。官公庁、企業若しくは事業所が業務遂行のため所属職員等を対象として教育・研修を行う事業所又は官公庁、企業若しくは事業所からの委託を受けて業務遂行のため所属職員等の教育・研修を行う施設
1606	保健所	地域保健法による保健所。支所、出張所等は含まない
2004	廃棄物処理施設	廃棄物処理施設
2005	資源回収所	資源回収所
2006	ごみ焼却場	ごみ焼却場
2009	火葬場	火葬場
2010	墓地	墓地
2201	避難施設	避難施設
2202	避難場所	避難場所
2203	津波避難施設	津波避難施設
2205	給水所	給水所

上記以外の POI コードは、政府 CIO ポータル「標準ガイドライン群」⁴を御覧ください。

⁴ <https://cio.go.jp/guides>